

平成23年6月30日

原子力安全・保安院

「特定避難勧奨地点」での生活について

本日、「特定避難勧奨地点」における生活について、とりまとめましたのでお知らせします。

(本発表資料のお問い合わせ)

原子力安全・保安院

原子力安全広報課：渡邊、塩見

電話：03-3501-1505

03-3501-5890

「特定避難勧奨地点」での生活について

平成 23 年 6 月 30 日
原子力被災者生活支援チーム

1. 特定避難勧奨地点について

「特定避難勧奨地点」は、生活形態によっては1年間同じ地点に継続して居住し続けた場合に、積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれがありますが、通勤や通学、買い物を行う場所を含めた生活圏全体に広がるほどの地域的な広がりはありません。

このことから、通常の生活を行うなかで積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれは小さく、この地点に継続して居住しても差し支えありません。

また、以下の点に留意することで受ける放射線の量を低減することが可能です。

(生活上の留意事項)

- ・ 外出時は通常の服装（夏季であれば薄着でも）で問題ないが、気になるようであれば、マスクをする。
- ・ 屋外での活動後には、手や顔を洗い、うがいをする。
- ・ 土や砂を口に入れないように注意する（特に乳幼児は、砂場の利用を控えるなど注意が必要。）。
- ・ 土や砂が口に入った場合には、よくうがいをする。
- ・ 帰宅時の靴の泥をできるだけ落とす。
- ・ 河川水、雨水は飲料に用いない。
- ・ 蛇口からの上水は、摂取制限がなければ、飲用して問題ない。
- ・ 家庭菜園で作られた野菜等を食べる場合は、十分に水で洗う等の措置を行う。
- ・ 市場に出回っている食品は、飲食して問題ない。
- ・ 風の強い時はできるだけ屋外での活動を避ける。
- ・ 土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉める。
- ・ 屋外でほこり等が多いところでの喫煙、飲食等を避ける。
- ・ エアコンの使用は問題ない。
- ・ 屋外に長時間いたペットを屋内にいれる時や、触れる際には体を拭く。

2. 特定避難勧奨地点における作業・業務について

特定避難勧奨地点においては、通常の生活における作業及び農業を含む産業活動に伴う業務を行っても、20 ミリシーベルトに達するおそれは小さく、作業等を行っても差し支えありません。

また、以下の点に留意することで受ける放射線の量を低減することが可能です。なお、泥や落葉が蓄積している街渠・側溝（雨水溝）や家屋の雨樋、建物の吸気設備などの近傍で作業をする場合については、別途3. をご覧ください。

（作業上の留意事項）

- ・ 屋外での作業は最小限とし、できるだけ長時間にならないようにする。
- ・ 屋外作業時は通常の服装（夏季であれば薄着でも）で問題ないが、気になるようであれば、マスクをする。
- ・ 屋外での作業後に手や顔を洗い、うがいをする。
- ・ 帰宅時には靴の泥をできるだけ落とす。
- ・ 屋外でほこり等が多いところでの喫煙、飲食等を避ける。

3. 環境中から受ける放射線の量を低減する取組みについて

泥や落葉が蓄積している街渠・側溝（雨水溝）・水路及びそれらが回収されて堆積している所の清掃や堆積物の回収作業並びに家屋の雨樋、吸気設備の清掃作業は、生活環境に存在する放射性物質の量を大きく減らすことができます。

これらの作業を行う場合には、以下の事項を守った上で実施してください。

- ・ 事前に計画を立てた上で、長時間の作業にならないようにするとともに、作業回数を必要最小限にとどめる。
- ・ マスク、ゴム手袋、ゴム長靴、長袖等を着用する。
- ・ 作業後に手足・顔等の露出部分をよく洗い、うがいをする。
- ・ 作業後に屋内に入る際には、靴の泥をなるべく落とすととともに、服を着替えるなど、泥、ちりやほこり等を持ち込まないようにする。

ただし、作業が長時間に及ぶ場合や、除去した汚泥や落葉などの置き場所や、それらを処分する方法など管理が困難な場合には、無理に作業は行わず国や県、市町村に相談してください。

4. その他

特定区域勧奨地点については、定期的にモニタリングを行い、その結果について、住民の方に情報提供を行っていきます。また、モニタリングの結果に基づき、20 ミリシーベルトに達するおそれなくなった場合には地点の解除についても柔軟に行っていきます。